

## 国立大学教育研究評価委員会（第64回）議事録

1. 日 時 令和3年10月28日（木）13時30分～15時30分

2. 場 所 オンライン会議

3. 出席者

（委員）浅田委員、荒瀬委員、アリソン委員、池上委員、石井委員、井上委員、宇川委員、小畑委員、小林委員、高橋委員、豊田委員、村田委員、安井委員、山内委員、山口委員

（事務局）福田機構長、長谷川理事、岡本参与、川口参与、竹中特任教授、井田教授、渋井教授、森評価事業部長、勝又国立大学評価室室長、佐藤国立大学評価室室長補佐、石森国立大学評価室室長補佐 外

4. 議 事

（1）「実績報告書作成要領（案）」及び「評価作業マニュアル（案）」に関する意見募集の結果への対応について

（2）第3期中期目標期間終了時の達成状況評価における共通方針について

（3）その他

5. 議事録

○委員長 ただいまから国立大学教育研究評価委員会（第64回）を開催します。

本日の会議の公開について、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会運営内規の第10条に基づき、原則として公開となります。しかしながら、議事（3）における「専門委員の選考結果」に関する内容は、公にすることにより率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、また、不当に国立大学等の中に混乱を生じさせるおそれがあると判断し、非公開とします。また、当該議事に関係する会議資料の取扱いについても、同様に非公開としますので、取扱いには十分注意してください。

それでは、議事に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いします。

● 本日の資料については議事次第のとおりです。不足等がありましたらご連絡をいただければと思います。

○委員長 第63回の本委員会の議事要旨（案）につきまして、事前に確認いただいておりますので、これで確定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料1（案）のとおり確定とします。

<議事（1）>

○委員長　それでは、「実績報告書作成要領（案）」及び「評価作業マニュアル（案）」に関する意見募集の結果への対応について審議したいと思います。

まず、ワーキンググループにおける検討状況について、ワーキンググループ主査より報告をお願いします。

○ワーキンググループ主査　それでは、ワーキンググループにおける検討状況について報告します。

「実績報告書作成要領（案）」及び「評価作業マニュアル（案）」については、意見募集を8月27日から1か月間実施しました。そして、寄せられた意見について、10月にワーキンググループを開催し、記載内容の修正などの対応について検討を行いました。

また、後ほど審議いただきますが、意見募集において寄せられた意見の中から、達成状況評価の評価者にとって共通認識が必要と思われるものについては、中期目標期間終了時評価の達成状況評価における共通方針（案）に盛り込むこととしました。具体的な内容については、事務局より説明をお願いします。

●　資料2-1をご覧ください。意見募集は8月27日から9月27日までの1か月間実施しました。意見総数は59件で、国立大学法人は21法人、大学共同利用機関法人は2法人から意見をいただきました。意見の内訳としては、実績報告書作成要領（案）に対する意見が51件、評価作業マニュアル（案）に対する意見が8件でした。

続いて、主な意見の内容について、いただいた意見を大きく4つに分類しておりますので、主なものを紹介します。

まず、（1）「4年目終了時の評価結果を変えうるような顕著な変化」の記述方法についてです。

1つ目の白丸は「4年目終了時の評価結果を変えうるような顕著な変化」に対する考え方についての意見をまとめています。この顕著な変化に対する考え方については、中期目標期間終了時評価においてポイントとなる場所ですので、後ほど審議いただく達成状況評価における共通方針で示すこととしてはどうか考えています。

次に、2つ目の白丸は「達成状況報告書の記述方法」についての意見をまとめています。例えば1つ目のポツの意見については、2020、2021年度において予定どおり実施し、特に

顕著な変化がないという法人の判断であれば、中期計画の実施状況の欄について記載は求めないこととしています。また、その場合の段階判定は4年目終了時評価と同じ判定になりますが、記載しないことで不利になることはないということとしています。

また、2つ目のポツの意見については、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと法人が判断する場合には、記載することは可能であるとしています。

次に（2）定量的な指標を含む中期計画の達成状況についてです。

1つ目の白丸は、指標の取扱いについての意見をまとめています。

例えば1つ目のポツの意見については、資料2-5「達成状況報告書イメージ」の末尾につけている「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」を用いて、法人が顕著な変化がないと判断した中期計画であっても、評価者が定量的な指標の達成状況を確認し、場合によっては法人に中期計画の実施状況を問い合わせることを想定しています。

2つ目のポツの意見について、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化に関する判断について、法人と評価者のかい離を抑えるとともに、評価の公平性を確保する観点から、すべての定量的な指標の達成状況を評価者が把握できるようにすることが適切と考えています。なお、中期計画に含まれる定量的な指標に該当する部分については、令和3年度中に各法人へ照会し、認識の統一を図る方向で検討しています。

2つ目の白丸は、様式、記載方法等についての意見をまとめています。

例えば1つ目のポツの意見について、戦略性が高く意欲的な目標・計画に該当する中期計画については、いただいた意見を考慮し、「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」に「◆」欄を設けることとしました。ただし、戦略性が高く意欲的な目標・計画に関する補足説明については、法人の作業負担を考慮し、達成状況報告書本文への記載のみとすることが適切としています。

3つ目のポツの意見については、中期計画が未達成の場合、達成状況報告書の「達成できなかった点」及び当該計画の「実施状況」に記述することになっており、これらの記述をもって内容を把握できると考えているため、「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」の記載欄には追加しないこととしたいと思います。

続いて、（3）新型コロナウイルス感染症の影響についてです。

例えば、1つ目あるいは3つ目のポツの意見について、新型コロナウイルス感染症の影響により中期計画の達成が困難となった場合において、代替措置を講じるなど様々なケ-

スがあると思いますが、何らかの措置を講じていれば、そのプロセスや内容を総合的に評価する、あるいはポジティブな面で顕著な変化があったと認められる場合には、積極的に評価したいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は様々であることから、具体的な判断基準を実績報告書作成要領で示すことは困難であると考えていますので、達成状況評価における共通方針において一定の考え方を示したいと考えています。

最後に、（４）その他の意見についてです。

例えば２つ目のポツの意見については、意見を踏まえ、達成状況報告書についても電子媒体のみの提出という形にしたいと考えています。

以上、紹介したのも含めた意見と回答を整理したものが資料２－２となっています。

また、意見を踏まえた様式等の修正について、資料２－１の「４．意見等を踏まえた修正」をご覧ください。

１つ目の修正点は、「３．（２）定量的な指標を含む中期計画の達成状況について」で紹介した意見等を踏まえたものです。具体的には、「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」の表の右側に戦略性が高く意欲的な目標・計画であることのマークを記載する列を追加しています。また、この表において、６年間の実績を記載する「達成状況」欄に、「（実績値）」という記載を追記することで、数値を記載することを明確にしたいと考えています。

２つ目の修正点は、実績報告書の提出方法に関するものです。実績報告書について、従前は書面の提出も要する旨を記載していましたが、意見募集の結果を受けて、電子媒体のみの提出とすることにしたいと思います。

なお、意見募集でいただいた意見への対応とは別に、事務局で事務的に修正したい箇所がありますので、説明します。

資料２－４の１９ページをご覧ください。「大項目の段階判定の区分表」の下部の注記に、「基準となる達成状況を『中期目標を達成している』に置く」と記載しています。こちらは修正後の状態ですが、修正前は第２期中期目標期間終了時評価で用いた表現が記載されていたので、現在ご覧いただいている表現に修正したいと思います。

続いて、資料２－５の２ページをご覧ください。冒頭に「４年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである」と記載しています。こちらは修正後の状態ですが、修正前は、表現が他の箇所で用いているものと若干異

なり誤解を生じる恐れがありましたので、表現を統一したいと思います。

事務局からの説明は以上です。

○委員長 ただいまの説明に対して意見・質問等がありましたら、発言をお願いします。

それでは、原案のとおり、「実績報告書作成要領(案)」及び「評価作業マニュアル(案)」に関する意見募集の結果への対応、並びに「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」について、確定します。なお、字句修正等を含め、今後修正が必要な場合には、私に一任いただきたいと思います。

#### <議事(2)>

○委員長 次に、(2)第3期中期目標期間終了時の達成状況評価における共通方針について審議したいと思います。

まず、ワーキンググループにおける検討状況について、ワーキンググループ主査より報告をお願いします。

○ワーキンググループ主査 それでは、ワーキンググループにおける検討状況について報告します。

来年度の第3期中期目標期間終了時の達成状況評価を実施するに当たり、各評価者は「評価実施要項」と「評価作業マニュアル」に基づいて評価作業を行うことになっています。

ワーキンググループでは、各評価者が共通認識の下、適切かつ円滑に評価作業を遂行できるよう、4年目終了時評価の共通方針をもとに、第3期中期目標期間終了時の達成状況評価において共有しておくべき方針(考え方)を議論し、共通方針(案)として取りまとめました。具体的な内容については、事務局より説明をお願いします。

● 資料3をご覧ください。第3期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価における共通方針自体は4年目終了時評価の際にも作成していますが、今回は中期目標期間終了時評価に向けて、共通方針を改定したいという趣旨です。

まず、中期目標期間終了時評価のポイントとなる「1. 顕著な変化について」です。

法人の取組や活動、成果の内容は多様であることから、顕著な変化の有無や程度は一定・一律の基準によって判別することは困難であるため、共通方針の本文に記載しているような顕著な変化があったと認められる場合、4年目終了時評価結果における中期目標(小項目)の段階判定を変更することができることとするものです。なお、この場合、4年目終了時評価結果の判断に十分留意して慎重に判断する必要があることとしています。

中期目標及び中期計画は法人ごとに独自性があるため、顕著な変化の具体例を示すことはできませんが、4年目終了時評価の際に、2020、2021年度において実施予定とした取組が予定以上に大きく進展したというような顕著な変化があれば、段階判定を変更することができるということです。

次に「2. 中期目標（小項目）の分析」です。

まず1つ目の白丸をご覧ください。

法人が作成・提出した達成状況報告書に基づき、特記事項として「優れた点」や「特色ある点」を抽出するに当たっては、共通方針の本文に記載しているように、4年目終了時評価時点からポジティブな面で顕著な変化があったとは認められないと判断した場合には、4年目終了時評価結果で抽出した特記事項と同じ内容とすることとしています。

一方で、4年目終了時評価結果において特記事項として抽出されていなかった取組や活動、成果については、顕著な変化があったと認められないと評価者が判断する場合、中期目標期間終了時評価においても抽出しないこととしています。

4年目終了時評価の際に、法人が達成状況報告書に特記事項を記載し、評価者の判断では抽出されなかったものについて、中期目標期間終了時評価の際に、大きく進展したと法人が判断して再び達成状況報告書に記載した場合でも、評価者が顕著な変化があったとは認められないと判断した場合には、中期目標期間終了時評価の特記事項として抽出はしないということです。

続いて、2つ目の白丸をご覧ください。

上段については、4年目終了時評価の際に作成したものと同様の記載としています。

下段にただし書を記載しています。教員占有率（定量的な指標）については、法人が所在する自治体における採用状況という外的環境要因等が大きく変化したことが認められる場合には、4年目終了時評価と同様に、取組のプロセスや内容を総合的に評価することとし、指標の未達のみをもって「改善を要する点」として抽出はしないこととしています。

なお、就職率に関しては教員占有率だけではありませんが、経済状況、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響など、職種や地域でその状況は様々であるため、共通の方針を示すことは困難であると考えます。そういったものについては個別に判断をしていくことになるかと思えます。

続いて「3. 中期計画の分析」です。

1つ目の白丸については、4年目終了時評価の際に作成したものと同様の記載としてい

ます。

2つ目の白丸について、前半部分は先ほど説明した「2. 中期目標（小項目）の分析」の1つ目の白丸と同様の内容ですが、ただし書において、当該中期計画に定量的な指標及び目標値が含まれている場合は、その達成状況も踏まえた上で段階判定を行うこととしています。

続いて「4. 5、6年目の学部・研究科等の実績の取扱い」です。

まず、「※」印の箇所をご覧ください。ここには、5、6年目の学部・研究科等の実績の取扱いに関して前提となる事項を記載しています。

その上で、2つの白丸で、5、6年目の学部・研究科等の実績の取扱いについては、あくまでも中期目標（小項目）や中期計画の達成状況に大きく作用していることが明らかであり、かつ顕著な変化が認められるかどうかで判断すること。また、この判断に当たっては、法人の規模を踏まえつつ、中期目標（小項目）や中期計画の対象（法人全体、教育課程等）に対する、5、6年目の学部・研究科等の実績が占めるウエイト、いわゆる影響度に十分留意することを示しています。

次に「5. 戦略性が高く意欲的な目標・計画の取扱い」及び「6. 「大学機関別認証評価結果」等の他の評価との関係」ですが、この2項目については、4年目終了時評価の際に作成したものと同様のものと同様の記載としています。

続いて「7. 評価結果報告書（達成状況評価）作成の方向」です。

評価結果報告書（達成状況評価）における判断理由や特記事項については、4年目終了時評価の実績も踏まえて、機構事務局から表現例を含む具体的な留意点を提示することとし、達成状況評価の評価者においては、この留意点を踏まえて記述することとしています。

最後に「8. 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮」です。

4年目終了時評価の際に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえて、この項目が追記されています。

まず1つ目の白丸について、新型コロナウイルス感染症の影響下における各法人の対応、例えばオンライン授業の活用による学生の学習機会の確保や学生に対する経済的な援助などについては、4年目終了時評価では特記事項として積極的に抽出しました。

中期目標期間終了時評価においても、これらの進展や新たな取組等を踏まえ、ポジティブな面で顕著な変化があったと認められる場合には、4年目終了時評価結果で「特色ある点」としていたものを「優れた点」へ変更すること、特記事項に追加することなど、積極

的に評価することとしています。

次に、2つ目の白丸の中段について、中期計画の達成が見込まれていたにもかかわらず、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響によって、当該中期計画に含まれる定量的な指標について中期計画を達成することできなかつたと認められる場合は、そのプロセスや内容を総合的に評価することとし、直ちに「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とはしないことを明記しています。

続いて3つ目の白丸については、新型コロナウイルス感染症の感染状況や法人の対応が日々変化していることを考慮し、中期計画に含まれる定量的な指標など、4年目終了時評価時における見込みと中期目標期間終了時の実績とのかい離が大きいと認められる場合には、4年目終了時評価の分析・判定結果を見直すことができる旨を記載しています。

5ページ目以降は参考資料となっています。

事務局からの説明は以上です。

○委員長　それでは、第3期中期目標期間終了時の達成状況評価における共通方針について、審議したいと思います。ただいまの説明に対して意見・質問等がありましたら、発言をお願いします。

それでは、原案のとおり、第3期中期目標期間終了時の達成状況評価における共通方針について、確定します。なお、字句修正等を含め、今後修正が必要な場合には、私に一任いただきたいと思います。

### <議事（3）>

○委員長　続いて、（3）その他の議事に入ります。

まず、第3期中期目標期間終了時評価に関するQ&A及び今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

●　資料4をご覧ください。第3期中期目標期間終了時評価に関するQ&Aについて報告します。

各法人や評価者においては、先ほど審議いただいた意見募集に対する回答、実績報告書作成要領、評価作業マニュアル及び達成状況評価における共通方針を確認した上で、さらに疑問が生じることも想定されるため、4年目終了時評価の際に作成したものをもとに、Q&Aを作成しました。

目次において、黒塗りの白抜き文字で項目を示しており、順番に「1. 共通的な事項に



ついて」、「2. 顕著な変化について」、「3. 5、6年目の学部・研究科等の実績の取扱いについて」、「4. 定量的な指標について」、「5. 新型コロナウイルス感染症の影響について」、「6. その他」となっています。なお、質問の右側に「◎」印がついているものは、4年目終了時評価におけるQ&Aから、今回新たに追加をしたものを示しています。

このQ&Aを実績報告書作成要領等とあわせて公表することで、法人や評価者に中期目標期間終了時評価についての理解を深めていただけるようにしたいと考えています。

Q&Aについての説明は以上です。

次に、今後のスケジュールについて説明します。資料5をご覧ください。

本日お認めいただいた「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」とあわせて、「意見募集の結果に対する意見対応表」、「達成状況報告書イメージ」、「達成状況評価における共通方針」及び「第3期中期目標期間終了時評価に関するQ&A」についても公表することとしています。

また、11月中旬には「国立大学法人等評価実務担当者説明会」を開催する予定です。

別紙の概要をご覧ください。開催日時は、11月18日及び24日の2回を予定しています。また、質疑応答を円滑に行うという観点から、基本的に、法人ごとに日程を指定しています。具体的には、11月18日はおおむね東日本側に所在する法人、24日はおおむね西日本側に所在する法人を対象として開催する予定です。なお、指定した日程で参加できない法人については、別日程での参加を認める方向で調整したいと考えています。

説明会では、第3期中期目標期間終了時評価に関する説明として、達成状況報告書の項目（ポイント）や、顕著な変化及び新型コロナウイルス感染症に係る対応等について説明し、その後、質疑応答の時間を設ける予定です。

資料5の今後のスケジュールの説明に戻ります。

令和4年1月下旬から2月上旬には、達成状況判定会議における評価者の配置等について審議いただくため、本委員会を開催したいと考えています。

また、1月下旬から2月中旬にかけて、「国立大学法人等評価実務担当者研修会」を開催する予定としています。この研修会は、法人別に個別相談形式で実施し、各法人の評価実務担当者の方の疑問点などを個別にお受けして、説明等をさせていただくことを検討しています。

事務局からの説明は以上です。

○委員長 　ただいまの説明に対して意見・質問等がありましたら、発言をお願いします。

それでは、次の議事に入る前に、事務局より配信の終了について説明をお願いします。

- 会議の冒頭で委員長から説明がありましたとおり、これ以降の議事は非公開となります。以上をもちまして、オンライン配信は終了となります。

— 了 —